

事 務 連 絡  
平成 28 年 12 月 12 日

食品衛生管理者の登録講習会  
受講希望者 各位

公益社団法人日本食品衛生協会  
公 益 事 業 部

平成 29 年食品衛生管理者の登録講習会  
受講希望に関する調査について

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、食品衛生法第 48 条第 6 項第 4 号に基づく食品衛生管理者の登録講習会の開催を検討するにあたり、食肉製品製造業および添加物製造業における当講習会の受講希望者数を把握するため、受講希望者の調査をいたします。

平成 29 年度における当講習会につきましては、受講希望者が一定数以上となった場合、開催地の自治体宛に開催のための登録申請を行います。

つきましては、下記をご確認いただき、受講を希望される場合には、受講希望調査票(別紙 2)により FAX (03-3403-2384) またはメール (jigyouka@jfha.or.jp) にてお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

なお、講習会実施の可否につきましては、6 月頃に受講を希望された方宛にご連絡いたします。

記

1. 受講資格

食品衛生法第 48 条第 6 項第 4 号の規定に基づき、以下の条件を満たす者

- (1) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 食肉製品並びに添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に 2 年以上従事した者(当講習会受講時に衛生管理の業務経験が 3 年未満の者は、当講習会受講後、業務経験が 3 年を超えた時点で食品衛生管理者となることのできる)

2. 開催期日および会場

- (1) 開催期日：平成 29 年 7 月～9 月中(予定)  
(原則として、土曜日および日曜日を除く 35 日間)
- (2) 会場：東京都ならびに大阪府(予定)

3. 講習科目

(1) 一般共通科目

公衆衛生概論、食品衛生法および関係法令、細菌学序論、食中毒学 等  
9 科目 132 時間以上

(2) 関係科目

業種ごとに定められた科目の講義、実習、施設見学および臨地訓練 等

- ◇ 食肉製品関係科目 5 科目 69 時間以上 (合計 14 科目 201 時間以上)  
◇ 添加物関係科目 4 科目 57 時間以上 (合計 13 科目 189 時間以上)

4. 受講料：298,000 円／人(税込、予定)

(教材・テキスト代を含む。なお、開催会場までの交通費、宿泊費、食事代等の個人の費用は含まれておりません。)

5. 調査票の提出先、お問い合わせ先

公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部事業課(担当：早川)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-6-1

TEL 03-3403-2112 FAX 03-3403-2384

メール jigyouka@jfha.or.jp

※ 平成 29 年 1 月 31 日(火)までに、受講希望調査票(別紙 2)により FAX または メールにてお申込みください。また、メールでのお申し込みの場合には、件名に「食品衛生管理者 希望調査」とご記入下さい。

以 上

(担当：公益事業部事業課)

公益社団法人日本食品衛生協会

公益事業部事業課 宛

FAX : 03-3403-2384 メール : jigyouka@jfha.or.jp

(メールでのお申し込みの場合には、件名に「食品衛生管理者 希望調査」とご記入下さい)

平成 29 年度食品衛生管理者の登録講習会

## 受講希望調査票

【平成 29 年 1 月 31 日(火)締切】

勤務先名：	連絡者名：
電話番号：	FAX 番号：
メールアドレス：	
所在地： 〒	
受講希望者名	受講業種(いずれかに○)
	添加物 食肉製品

※受講資格確認のため、以下の受講資格を有する場合はチェック✓してください

- 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 食品衛生管理者を置かなければならない食肉製品並びに添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に 2 年以上従事した者(いずれかの営業許可証のある事業所での実務経験が必要です)

※ 講習会実施の可否につきましては、6 月頃に受講を希望された方宛にご連絡いたします。  
(本調査票のご提出は、お申し込みではありません)